

## 一時預かり事業等※無償化の申請について

※一時預かり事業等とは・・・

一時預かり事業、預かり保育事業、すきやきたいによる預かりが無償化の対象となります。なお、すきやきたいによる「送迎のみ」は対象となりませんが、預かりと併せて行われる送迎は無償化の対象となります。

無償化の対象者としての認定を受けることができるのは、以下のいずれにも該当する方です。

### 満3歳～満5歳

☆2号認定を受けてこども園、保育所を利用していないこと

☆下記の「保育の必要性の認定基準」のうち、いずれかに該当していること

### 0歳～満3歳未満

☆3号認定を受けてこども園、保育所を利用していないこと

☆下記の「保育の必要性の認定基準」のうち、いずれかに該当していること

☆住民税非課税世帯であること

### 保育の必要性の認定基準

- ① 1ヶ月当たり48時間以上の就労（令和3年度からは64時間以上）
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備含む）
- ⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧ その他、上記の事由に類する状態として認められた場合（出産後1年以内であって、出産にかかる子の育児のため兄または姉の保育の確保が必要である等）

翌年度以降も引き続き保育の必要性を有していることを確認するため、毎年2月に現況の調査を行います。

認定を受けるためには、申請が必要です。

☆同封の「施設等利用給付認定申請書」に必要事項を記載し、役場子ども未来課に提出してください。

☆申請書提出の際には「保育の必要性の認定基準」に該当することを確認できる書類を添付してください。

例：就労証明（所定様式あり）、母子手帳出産予定日記載面の写し等

お問い合わせ先：本別町子ども未来課 ☎0156-22-8130